



福県医発第 562 号（地）

平成 28 年 5 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リストについて
(情報提供及び周知依頼)

さて、訪日外国人旅行者を受け入れる医療機関のリストにつきましては、平成 27 年 12 月 1 日付福県医発第 2323 号（地）「訪日外国人旅行者受入れ医療機関の選定について（情報提供）」にてご連絡申し上げたところです。

本リストは、観光庁が厚生労働省・都道府県の協力のもと、訪日外国人旅行者の不慮のケガ・病気の際に、スムーズに医療機関を受診できるようにするため、全国の医療機関のリストを取りまとめたものであり、今般、日本政府観光局（J NTO）のホームページ（URL：http://www.jnto.go.jp/eng/arrange/essential/emergency/mi_guide.html#search）に掲載がなされた旨、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に文書が発出されるとともに、日本医師会を通じて、本会に対しても周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本リストについては、観光庁より各都道府県観光部局に情報提供されていること及び今後見直しを図ることとしていることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

平成 28 年 5 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リストについて
(情報提供及び周知依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に、「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リストについて」が発出されるとともに、本会に対し周知方依頼がございました。

訪日外国人旅行者を受け入れる医療機関のリストについては、平成 27 年日医発第 779 号（地 I 236）「訪日外国人旅行者受入れ医療機関の選定について（情報提供）」において、ご案内したところでございます。

この度、観光庁が、厚生労働省・都道府県の協力のもと、訪日外国人旅行者の不慮のケガ・病気の際に、スムーズに医療機関を受診できるようにするため、全国の医療機関のリストを取りまとめ、日本政府観光局(JNTO)のホームページに掲載いたしましたので、ご連絡申し上げます。

また、本リストについては、観光庁より各都道府県観光部局に情報提供されていること、および、今後見直しを図ることとしていることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに会員等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

医政総発 0428 第 4 号
平成 28 年 4 月 28 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リストについて
(情報提供及び周知依頼)

訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際にスムーズに医療機関を受診できるよう、先般、観光庁は、厚生労働省と連携して、都道府県の協力の下、外国人患者の受入れが可能な全国の医療機関リスト（約 320 医療機関）をとりまとめ、日本政府観光局（JNTO）のホームページに掲載しました。これを踏まえ、本日付で、別紙の通知のとおり、各都道府県衛生主観部（局）宛てに、情報提供及び周知依頼を送付しています。つきましては、この点につき、御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお願いいたします。

なお、医療機関リストについては、今後、見直しを図ることとしております。

日本政府観光局（JNTO）ホームページ URL

http://www.jnto.go.jp/eng/arrange/essential/emergency/mi_guide.html#search



医政総発 0428 第 3 号
平成 28 年 4 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関リストについて
（情報提供及び周知依頼）

訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際にスムーズに医療機関を受診できるよう、先般、観光庁は、厚生労働省と連携して、都道府県のご協力の下、外国人患者の受入れが可能な全国の医療機関リスト（約 320 医療機関）をとりまとめました。とりまとめに係る貴部（局）のご協力に厚く御礼申し上げます。

医療機関リストについては、日本政府観光局（JNTO）のホームページに掲載されましたので、御了知いただくとともに、管下の医療機関に対して、周知していただきますようお願いいたします。なお、リストについては、今後、見直しを図ることとしておりますので、その際は、御協力をお願いいたします。

また、観光庁より、各運輸局を通じて各都道府県観光部局にも情報提供されていることを申し添えます。

日本政府観光局（JNTO）ホームページ URL

http://www.jnto.go.jp/eng/arrange/essential/emergency/mi_guide.html